

生活上の留意事項

1 通 学

- (1) 通学は、本校生徒の誇りと品位を持ち、社会道徳、交通道徳を厳守する。
- (2) 始業5分前までに登校する。
各棟の出入口は8時30分までに開けられる。
- (3) 下校に際しては教室その他の戸締りを完全にする。
- (4) 自転車で通学するものは予め許可をうけ、本校指定ステッカーを自転車の良く見える位置につける。

2 出 欠

- (1) 欠席する場合は、電話またはメールにより保護者から連絡する。
- (2) 忌引の場合は忌引届を提出する。
忌引は次の日数以内とし、欠席とはみなされない。
父母（又は保護者）の死亡 7日
祖父母、兄弟姉妹の死亡 3日
伯叔父母、曾祖父母の死亡 1日
父母の法要 1日
- (3) 遅刻して登校した場合は、普通科職員室で遅刻届を得てから教科担任とホームルーム担任に届け出る。
- (4) 早退、欠課をする場合は、その理由をホームルーム担任に届け出て許可をうける。

3 ホームルーム

- (1) ホームルームは学校生活の単位であり、ホームルーム担任を中心に協力して充実をはかる。
- (2) 願書、届書は特定のものを除き、ホームルーム担任を経て提出する。
- (3) 美化清掃は誠実に実施し、管理責任者の指導をうける。
- (4) ホームルームに次の役員をおく。
生徒会議員、総務委員、文化委員、保健委員、厚生委員、交通委員、風紀委員、図書委員、学級委員、書記、会計、体育委員、貴重品係等

4 授 業

- (1) 授業中は静粛を旨とし、他人に迷惑をかけないようにする。
- (2) 教科担任の許可を得ないで、離席したり教室を出入りしたりしない。
- (3) 授業に遅刻した場合は、その理由を教科担任に報告してから着席する。
- (4) 座席は教科担任の指示に従い、みだりに変更しない。
- (5) 登校時に暴風警報または暴風雪警報が、愛知県全域、学校のある地域または自分の住んでいる地域に発表された場合

- ① 午前7時までに解除されたら、通常どおり授業を行う。
- ② 午前11時までに解除されたら、その2時間後から授業を行う。
- ③ 午前11時以降も解除されない場合は、休校とする。

「特別警報」発表時の対応について

① 登校以前に発表された場合

- ・授業を行わず休校とする。
- ・特別警報がその日のうちに解除された場合も授業を行わない。
- ・解除後の授業の開始については、学校からのメール配信（半田工科安心メール）及びホームページにより連絡する。

※ただし、通学路の冠水や河川の増水等により登校が危険な時や、交通機関の途絶等により登校が困難な場合は登校しなくてよい。

② 登校後に発表された場合

- ・即刻授業を中止し、生徒の安全を確保する。
- ・校内に留め置き、校内外の避難場所への移動、保護者への引き渡しを行う。

③ 登校後に発表され、その後解除された場合

- ・災害の状況及び気象、交通機関、通学路の状況等から、生徒の帰宅が困難と認められる時は、引き続き校内に留め置き、安全を確保する。

5 考 査

- (1) 不正行為をしない。
- (2) 遅刻したものは普通科職員室で遅刻届を得てから、監督者に申し出て入室する。
- (3) 考査期間中は職員室へ入らない。
- (4) 考査時間中は次のようにする。
 - ① 座席は番号順とする。
 - ② 机の中や、座席の周囲に、考査に不必要な物品を置かない。
 - ③ 私語、わき見、物品の貸借をしない。
 - ④ 携帯電話は持込まない。

6 校内生活

- (1) 環境の美化整備に努め衛生を重んずる。
- (2) 登校後放課時まで許可なく校外に出ない。許可を得て外出するときは必ず許可証を携行する。
- (3) 食事は所定の場所で所定の時間にする。
- (4) 上履、下履を厳格に区別する。また、体育館シューズは体育館のみで使用する。
- (5) 施設、備品の取扱いは丁寧にし、破損、紛失のないようにする。万一破損、紛失した場合は速やかに破損届（保健厚生部）を提出し、指示をうける。
- (6) 常に校内の掲示に注意する。
- (7) 生徒が掲示するとき、および集会を開くときは予め生徒指導部の許可を得て、その指示に従う。
- (8) 拾得物、紛失物は速やかに届け出る。
- (9) 自転車、履物等の置場を厳守する。
- (10) 学用品その他の所持品は華美ぜいたくなものを避け、適当な所に氏名を明記する。

- (11) 不要な金品は学校に持参しない。
- (12) 火災、盗難の予防に注意する。
- (13) 校舎等の施錠時間は、原則として
 (月) ～ (金) 16時45分
 部活動終了時間は 18時30分
 学校最終下校は 19時
- (14) 屋内の清掃当番は清掃終了後、清掃区域の戸締りを確実にし監督の先生の点検を受ける。戸締り点検終了後は開放を厳禁する。

7 校外生活

- (1) 常に言動、服装に注意して、本校生徒としての品位を保ち、社会道徳の実践に努める。
- (2) 外出するときは、家族と連絡をとる。
- (3) 夜間の外出はつとめて避け、保護者の承諾を得ないで外泊しない。
- (4) 不健全な飲食店、娯楽場に入出入しない。
- (5) 不健全な書籍、雑誌等の刊行物を読まない。
- (6) アルバイトをする場合は保護者承諾のもと許可願を提出する。ただし、許可できない場合もある。
- (7) 原付、自動二輪、普通車等の免許の取得については、全国高等学校PTA連合会、特別決議「四ない運動」に準じて禁止する。但し、普通車の免許については、3年時2学期に本校が指定する期日より許可制により自動車学校への入校を認めるが、最終の学科試験（平針試験場）は卒業式翌日まで受験できない。
- (8) 警察官又は補導委員の補導を受けた場合は速かに届け出る。

8 服 装

- (1) 冬制服のブレザー、ズボン、シャツ、ベスト、セーター、ネクタイおよび夏制服の夏シャツ、夏ズボンはすべて学校指定品とする。但し、女子については、スカート又はズボンのどちらか一方を選択できる。
- (2) 上履は所定のスリッパとする。
- (3) 下履は華美でないものとする。スリッパ、サンダルでの登校は禁止する。
- (4) サングラス、指輪、ピアス、タトゥー等は禁止する。
- (5) 厳寒期において登下校時のみ防寒着としてブレザーの上からコートを着用してもよい。着用するコートは黒、紺、茶、グレーの単色無地で華美でないものとする。
- (6) 体育および実習の際は所定の運動服、あるいは実習服、実習帽を着用する。
- (7) 所定の服装が着用できないときは許可をうける。許可を得て異装をしているときは必ず許可証を携帯する。

9 頭 髪

- (1) 頭髪に関してパーマ、染髪、奇抜な髪型、整髪料の使用は禁止とする。
- (2) 髪の毛の長さの基準は次のとおりとする。
 男子の基準

- ・髪は目にかからないこと。
- ・横髪は耳にかからないこと。
- ・後髪はシャツの襟にかからないこと。
- ・もみ上げは耳の下までとする。

女子の基準

- ・髪は目にかからないこと。
- ・髪が肩より長い場合はゴム等で束ねること。
- ・髪が顔にかかる場合は、ヘアピン等でとめ顔全体がみえること。

10 特別指導

(1) 下記の行為のあったときは教育的見地に立って特別指導を行う。

- ① 教師への反抗・暴言・指導に従わない場合
- ② いじめ、嫌がらせ、暴力行為
- ③ 考査に関する不正行為
- ④ 交通違反
- ⑤ 無断免許取得
- ⑥ SNS 等による他人への誹謗・中傷
- ⑦ 飲酒・喫煙
- ⑧ 窃盗、脅迫、放火等
- ⑨ 無断アルバイト
- ⑩ 本校生徒としての品位を著しく害する行為

11 校則見直しの手続きについて

- (1) 生徒会は、校則の変更（追加、改正または廃止）について、生徒議会で審議をし、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく要望があったとき、または校則の変更が必要と判断したときには、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、運営委員会でその内容を議論する。
- (3) 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や運営委員会での議論、本校の教育目標を踏まえ、校則の変更について決定する。

届出又は許可を要する事項

- 欠席、忌引…届出
- 早退……………届出
- 遅刻届……………(用紙は普通科職員室)
- 外出……………許可
- 異装……………許可
- 自転車通学…許可願(用紙は生徒指導部)
- アルバイト…許可願(用紙は生徒指導部)…許可
- 施設、備品の破損、紛失…破損届(用紙は保健厚生部)
- 生徒による掲示、集会…生徒指導部の許可

○印は保護者の連署を要する。